

08 文部科学省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	管理コード 管理コード 管理コード	当該法令等	制度の現状	措置の分類 措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見 再検討要請	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	再々検討要請	提案主体からの再意見
0820100	非常勤(再任用短時間勤務職員を除く)の校長の設置	学校教育法第28条第3項	学校教育法第28条第3項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、その職務の性質上、非常勤職であることは想定されていません。	C	校長は管理職手当の支給される管理職に位置付けられており、部下である教職員を管理し監督する役割を担うものであるとともに、学校運営の責任者として、勤務時間の内外を問わずその職務を果たすことが期待されている職といえます。よって、校長を非常勤職とし、十分な責任体制の下、学校運営を行うことは、児童生徒の安全確保や校内の責任体制の整備等の観点から不適切と考えられます。また、公教育としての信頼を確保するため、教育公務員には政治的行為の制限や争議行為の禁止等が法律上担保されていることに加え、地方公務員法及び教育公務員特別法上の一定の制限が課せられないこととなる非常勤の特別職として校長を任用することは、法律上想定されていないものといえます。	右の提案主体の意見を踏まえ、常勤と同様の責任体制を確保することを、地方公共団体の場合は、特別職の非常勤であるが、職務を管理し、執行し、職員を指揮監督し、とで非常勤校長の設置は可能と検討し回答された。	非常勤の校長でも、適切な管理体制をとることで、常勤と同様の責任体制を確保できると考えます。たとえば、地方公共団体の場合は、特別職の非常勤であるが、職務を管理し、執行し、職員を指揮監督し、とで非常勤校長の設置は可能と検討し回答された。	校長の職務については前回、回答させていただいたとおりであり、非常勤の勤務形態では校長の職責を果たし得ないものです。ご提案は、学校運営上の人的配属や任用の条件として職務上の制約を付加することで対応を図るものと考えますが、それにより果たされる役割は、校長の職務とは別のものであり、学校教育法に則って、学校には常勤の校長を置いていただくことが必要です。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	校長の職務は、常勤という勤務形態を前提としていますが、校長の職務のうち常勤でなくはならないものについて、法律からは、明確に判断できない」とのご主張がありますが、校長の職務である「校務をつかさどり、所属職員を監督する」とことに関して、「校務」とは、児童生徒に対する日々の学校教育活動、学校の施設設備等の管理、人事管理、文書作成処理、会計事務等の事務処理、及び PTA・行政機関・その他関係機関等との渉外活動など、学校がその目的である教育活動を遂行するために必要とされる全ての業務を指すものであり、例えば、上記 だけを見ても、毎日の児童生徒への教育活動の指揮監督や児童生徒の安全の確保等を行うとともに、その責任を担う立場にあり、その子ども達の教育や安全等に關する責任を複数の職員で分掌することができないことは明確です。これは、例えば、児童生徒に関する事件・事故等緊急の事態が生じた際に、複数の職員で分掌することによって、責任の所在が不明確になったり、指揮命令系統が曖昧になったり、勤務時間帯をまたいだ引継ぎ事務が煩雑になったり、自らの勤務時間帯以外での出来事に責任感が薄くなったたり、保護者等外部に対する説明責任が果たせなかつたりするなどの事態が生じることをご提案すれば、自明のことです。このように、これまで回答させていただいたとおり、校長は学校運営全般の責任を果たすために地方公務員上の常勤の一職であることが前提とされています。したがって、その職務を複数の職員で分掌することや、学校運営に係る時間の一部にその職責が限られる非常勤の職を配置することは、校長としての職務を遂行することはできないため認められないものであります。	1 0 2 0 0 1 0	非常勤(再任用短時間勤務職員を除く)の校長を置くことが可能とする。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で常勤とされている校長について、非常勤(再任用短時間勤務職員を除く)の校長を置くことが可能とする。	杉並区	文部科学省			
0820110	民間人校長の兼業兼職規制の緩和	地方公務員法第38条及び教育公務員特別法第17条	地方公務員の兼業については、地方公務員法第38条及び教育公務員特別法第17条において許可制が取られています。が、いずれも任命権者(児童負担教職員の委員、市区町村教育委員会)の判断により、許可可能であり、兼業の内容について特段法令上の規制はありません。	D	学校運営全般についての責任を有する校長が兼業を行うということであれば、校長の果たす役割について支障が生じないようにすることができ、校長不在時の学校運営上の責任を確実に果たすことができる体制を整えること及びそのことについて児童生徒・保護者の理解を得ることが重要と考えられます。ご提案の内容については、法令上の制限はないことから現行制度上でも実現可能です。地方公務員の兼業については許可制となっており、児童負担教職員の委員、市区町村教育委員会によって許可することになります。この場合、兼業する業務内容について法令上の制限はありません。	右の提案主体の意見を踏まえ、民間人校長の兼業兼職の許可を、一般の校長と異なる基準により行ってもよいか、確認の意味で行ったものである。校長の兼業兼職の許可を、一般の校長と異なる基準により行うことが可能と検討し回答された。	校長の兼業の許可にあたっては、任用時の資格要件による許可基準の差異はありません。ただし、兼業を許可制とする地方公務員法の趣旨に則って、公務優先の原則、職務の公正の確保、職員の品位の保持等に十分留意しつつ許可権者(杉並区教委)において適切に判断することになります。特に、当該校の児童生徒、保護者に十分な理解を得られる内容であることが重要と言えます。	任命権者の判断により、校長の能力等に配慮した柔軟な許可基準を設定することが可能と検討し回答された。	兼業許可は、任命時の資格要件と関係なく行うが、個々の校長の能力等に配慮して柔軟な許可基準を設定することが重要である。また、許可の際には、児童生徒、保護者に配慮することが重要なポイントである。	これまで回答させていただいたとおり、兼業の許可の要件は各自自治体において設定すべきものであり、法律上特段の制限はありません。実際の許可の判断にあたっては各自自治体において、学校の運営状況や児童・生徒、保護者に配慮することが重要であり、適切に判断されるべきものと考えます。	1 0 5 2 0 2 0	教育公務員は地方公務員法第38条及び教育公務員特別法第17条により、一定の基準が定められており、この規制を緩和する。	民間人校長の兼業兼職規制を緩和することで、民間人校長の多様な活躍が期待される。民間人校長の長所を活かすことができ、児童生徒の教育に貢献する。	杉並区	文部科学省			
0820120	教員の資格要件の緩和	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第5条第1項、第4条等	全ての教育職員は教員免許状を有する者でなければならないとされています。その例外として、教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度を活用することにより、任用することが可能です。	D	教員免許状は教育職員免許法に定められた資格を有する者に授与されるものであり、学校設置者の判断で教員として任用することは出来ません。しかしながら、教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等については、特別免許状制度又は特別非常勤講師制度を活用し、教員免許状の授与を有する都道府県教育委員会に申請又は届出した上で教員として任用することが可能です。また、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することも可能となっています。	現に不登校とされている児童だけでなく、不登校とあるおそれのある児童が入学できるような受け皿としての学校設置など、何らかの工夫ができないか提案の趣旨を踏まえ、再検討し回答された。	繰り返しになりますが、「不登校となるおそれがある児童等」とは、現に学校教育を受けている児童生徒であり、また、こうした児童生徒を対象とした教育は、「学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野」であって、「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、当該分野における、NPO法人による学校設置の拡大にはなじまないものと考えられます。なお、これまでの累次の規制改革により、本来の学校設置主体である学校法人の設立要件も相当に緩和されており、今回の提案にあるような児童等への教育を理念とする学校についても、学校法人により設置する方向で検討することは何ら妨げられるものではありません。			特区研究開発学校設置事業として、特区学校法人及びNPO法人立の学校を設置しようとしている学校設置者が、学校の理念に合った開かれた学校づくりを進めるための幅広い経験のある教員を確保するために、その教育理念にあった一定の教育者を受け入れ、安定した教員免許状を有しなくても、従来より同等の資質を有する者と同等の資質を有する当該学校設置者の理事等が、当該学校設置を推進するために、北海道において、大規模な調査研究として教員としての採用を可能とする。	1 0 7 7 0 2 0 0	特区研究開発学校設置事業として、特区学校法人及びNPO法人立の学校を設置しようとしている学校設置者が、学校の理念に合った開かれた学校づくりを進めるための幅広い経験のある教員を確保するために、その教育理念にあった一定の教育者を受け入れ、安定した教員免許状を有しなくても、従来より同等の資質を有する者と同等の資質を有する当該学校設置者の理事等が、当該学校設置を推進するために、北海道において、大規模な調査研究として教員としての採用を可能とする。	幼児から高校生までの一貫した「デュアル」教育を実践する特区学校法人あるいはNPO法人立の学校として法的に認可された学校づくりを目指しています。単一の価値観で進められようとするのではなく、教育においても、多様な教育方法、運営形態の、一人ひとりを出発点とした多様な個性を育む教育の必要性が叫ばれています。一人ひとりにふさわしい学校選びが実現されることは、安定したパランスのよい社会・経済のための不可欠であると考えます。そこで、802-820(801-2)と今回の提案項目を利用して、北海道において、大規模な調査研究として教員としての採用を可能とする。	NPO法人立学校の対象とする「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくとも、不登校になるおそれがある保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	NPO法人立学校の対象とする「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくとも、不登校になるおそれがある保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	NPO法人立学校の対象とする「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくとも、不登校になるおそれがある保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	杉並区	文部科学省
0820130	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象拡大	学校教育法第2条、第4条等	不登校児童生徒、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものによる学校設置を認めています。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図るとされています。認定を受けた地方公共団体がある場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする、とされています。(特区817)	C	現行制度上、特区でのNPO法人による学校設置については、NPO法人による学校設置によって現在の学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野を対象としているところであり、そのため、不登校児童生徒、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合についてNPO法人による学校設置を認めています。現に不登校児童生徒等の特別の配慮を要する子ども達に対する教育において、既存の学校では必ずしも十分な取組が行き届いていない部分において、一定の成果を上げているNPO法人もあつたことを踏まえ、こうした実績に着目し、上記のような制度を設けているところであり、今後とも、こうしたNPO法人の活躍が期待される所です。ただし、ご提案中の「不登校となるおそれのある児童等」を対象とすることは、現に学校教育を受けている児童生徒を対象とすることとなり、「学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野」であって、「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には当たらなないと解されます。	現に不登校とされている児童だけでなく、不登校とあるおそれのある児童が入学できるような受け皿としての学校設置など、何らかの工夫ができないか提案の趣旨を踏まえ、再検討し回答された。	繰り返しになりますが、「不登校となるおそれがある児童等」とは、現に学校教育を受けている児童生徒であり、また、こうした児童生徒を対象とした教育は、「学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野」であって、「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、当該分野における、NPO法人による学校設置の拡大にはなじまないものと考えられます。なお、これまでの累次の規制改革により、本来の学校設置主体である学校法人の設立要件も相当に緩和されており、今回の提案にあるような児童等への教育を理念とする学校についても、学校法人により設置する方向で検討することは何ら妨げられるものではありません。				NPO法人立学校の対象とする「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくとも、不登校になるおそれがある保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	幼児から高校生までの一貫した「デュアル」教育を実践する特区学校法人あるいはNPO法人立の学校として法的に認可された学校づくりを目指しています。単一の価値観で進められようとするのではなく、教育においても、多様な教育方法、運営形態の、一人ひとりを出発点とした多様な個性を育む教育の必要性が叫ばれています。一人ひとりにふさわしい学校選びが実現されることは、安定したパランスのよい社会・経済のための不可欠である。本提案の他に、802番および820(801-2)番と合わせて特色ある学校を設置したい。多様な自然、充実した第1次産業、縄文文化・アイヌ文化、開拓文化の恩恵を受けた北海道西側振興地区を事業区域として想定している。当校の教育の魅力を存分に発揮でき、また地域の魅力を引き出すことに有効である。	1 0 7 7 0 2 0 0	NPO法人立学校の対象とする「不登校児童等」には、相当期間の不登校の実績がなくとも、不登校になるおそれがある保護者が判断した児童生徒を含むものとする。	幼児から高校生までの一貫した「デュアル」教育を実践する特区学校法人あるいはNPO法人立の学校として法的に認可された学校づくりを目指しています。単一の価値観で進められようとするのではなく、教育においても、多様な教育方法、運営形態の、一人ひとりを出発点とした多様な個性を育む教育の必要性が叫ばれています。一人ひとりにふさわしい学校選びが実現されることは、安定したパランスのよい社会・経済のための不可欠である。本提案の他に、802番および820(801-2)番と合わせて特色ある学校を設置したい。多様な自然、充実した第1次産業、縄文文化・アイヌ文化、開拓文化の恩恵を受けた北海道西側振興地区を事業区域として想定している。当校の教育の魅力を存分に発揮でき、また地域の魅力を引き出すことに有効である。	杉並区	文部科学省	

08 文部科学省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	制度の概要 を実現するために必要な措置 (要項等)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案の項目	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係官庁	
8820180	医学部医学科における卒業試験の廃止	大学設置基準第32条	大学の医学部の卒業要件は、大学設置基準上、「大学に6年以上在学し、188単位以上修得すること」とされています。	D	-	医学部医学科の卒業要件は、大学設置基準第32条第2項の規定により、「大学に6年以上在学し、188単位以上修得すること」と定められています。ご要望の卒業試験の実施やそれを卒業要件とすることはできません。もし、ご不明な点があるようでしたら、何なりとご相談ください。			D								1 4 6 0 0	大学設置基準が単位として振り替えることを認めている「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目」の中に、それまで取得してきた科目の単位を含め、卒業に必要な学修成果とすること。	卒業試験を実施しなくとも、卒業を認める。卒業試験合格が単位として振り替えられる場合には、最終学年への進級をもってその単位とあてる。	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省	
8820190	大学で取得すべき単位について、取得する順番の数量を認める	大学設置基準第19条	大学は、当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとされるときに、その教育課程の編成に当たっては、専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととされています。	D	-	大学設置基準第19条第1項は、大学に体系的に教育課程を編成するよう求めており、また、同条第2項は、教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないと規定していますが、その範囲の中で、各大学の判断により、学生に単位の取得順に関する数量を与えることを否定するものではありません。もし、本件についてご不明の点がありましたら、何なりとご相談ください。 なお、特に専門職資格の取得を目的とする学問分野にあつては、各大学において資格試験に必要な科目を中心に、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているのが通例と考えられますが、このような分野において、学生に履修すべき科目やその履修順に数量を与えた場合、学生が必ずしも体系的とはいえない履修を行い、その結果、目的である資格の取得に至らないというリスクを生じ得ます。このリスクに対して大学が何らの措置を講じないことは、先に述べた大学設置基準第19条第2項の要請に必ずしも添うものとはいえないと考えられることにも留意ください。			D									1 6 0 5 0	大学設置基準第19条で定められた体系的な編成、学生がカリキュラムを自由に編成できることを認めるべきである。	カリキュラムによらず、大学で単位を取得する順序を学生が自由に選択できるようにするもの。これによって、学生が自由な発想で単位を取得するとともに、モチベーションを維持・向上させることを目指す。	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省
8820200	大学設置基準の緩和	大学設置基準第39条	大学の医学又は歯学に関する学部又は学科には、その教育研究に必要な施設として、附属病院を置くことが求められています。	C	-	医学部又は歯学部の附属病院は、医学部又は歯学部の教育研究に必要な施設として、診療機能のみならず、教育・研究機能も担い、教育・研究・診療が一体的に行われているという特性があります。すなわち、大学の附属病院の医師は、医師として診療行為にあたるほか、研究スタッフとして臨床研究に従事するとともに、教育スタッフとして医学生の教育に従事しています。したがって、ご要望の医学又は歯学に関する学部附属病院を置くことを努力義務とすることは困難です。 なお、ご指摘にある市中病院での臨床教育を単位認定することは、現行制度でも可能であり地域医療など豊富な臨床経験を積ませるために多くの大学において実施されていると承知しております。もし、ご不明な点があるようでしたら、何なりとご相談ください。	右の提案主体の意見について回答された。	大学病院が教育・研究・診療を行うとしても、それらが必ずしも一体的に運用されているとはいえない。医学部の教授が附属病院の診療科長を併任する等、名目上の一体化はなされているが、医学部が教授する教育には研究と診療とに隔絶がみられる等、連前にすぎない。また、市中病院の職員に臨床教授等の肩書きを付与することにより、大学病院と市中病院の一体化が図られており、大学病院の役割は市中病院でも代替されつつある。このため、附属病院の必要義務が廃止されても支障はない。	C	医学部又は歯学部の附属病院は、医学部又は歯学部の教育研究に必要な施設として、診療機能のみならず、教育・研究機能も担い、教育・研究・診療が一体的に行われているという特性があります。すなわち、大学の附属病院の医師は、医師として診療行為にあたりますが、その背景には研究スタッフとして行った臨床研究に基づく知見や成果等の集積があり、さらに、これら診療行為や臨床研究を通じて培った知見や技術を、教育スタッフとして医学部の学生に教授するという活動に従事しているように、それぞれの活動を一体的に行うことが、医学分野の教育研究に寄与するものであると考えています。 このように、医学分野における大学教育の場としての附属病院には、学生が単に医療現場に関する経験を積むという以上の機能・役割が期待されており、これを市中の病院に全て委ねることは、教育・研究・診療の一体性という点について大学としての責任を果たすことができないと考えます。ご要望の医学又は歯学に関する学部附属病院を置くことを努力義務とすることは困難です。 なお、ご指摘にある市中病院での臨床教育を単位認定することは現行制度でも可能ですが、これは医学部附属病院における実習に代替するものとしてとらえられているのではなく、医学教育における必要な症例の確保が十分でない場合において、市中病院等の協力を得つつ症例を補充し、臨床実習の充実を図る観点から、多くの大学において実施されていると承知しております。	右提案主体の意見について回答された。	C	医学部又は歯学部の附属病院は、医学部又は歯学部の教育研究に必要な施設として、診療機能のみならず、教育・研究機能も担い、教育・研究・診療が一体的に行われているという特性があります。すなわち、大学の附属病院の医師は、医師として診療行為にあたりますが、その背景には研究スタッフとして行った臨床研究に基づく知見や成果等の集積があり、さらに、これら診療行為や臨床研究を通じて培った知見や技術を、教育スタッフとして医学部の学生に教授するという活動に従事しているように、それぞれの活動を一体的に行うことが、医学分野の教育研究に寄与するものであると考えています。 このように、医学分野における大学教育の場としての附属病院には、学生が単に医療現場に関する経験を積むという以上の機能・役割が期待されており、これを市中の病院に全て委ねることは、教育・研究・診療の一体性という点について大学としての責任を果たすことができないと考えます。ご要望の医学又は歯学に関する学部附属病院を置くことを努力義務とすることは困難です。 なお、ご指摘にある市中病院での臨床実習を単位認定することは現行制度でも可能ですが、これは医学部附属病院における実習に代替するものとしてとらえられているのではなく、医学教育における必要な症例の確保が十分でない場合において、市中病院等の協力を得つつ症例を補充し、臨床実習の充実を図る観点から、多くの大学において実施されていると承知しております。	1 6 0 7 0	大学設置基準第39条において、医学又は歯学に関する学部には附属病院を設置することが義務づけられている。これを必置規定から努力規定に緩和する。	本提案は、医学部及び歯学部の学生が市中病院で臨床教育を受けた場合でも正規の単位として認定されるようにするため、当該大学に対して附属病院の必置規定を廃止するもの。	特定非営利活動法人医学教育振興センター	文部科学省				
8820210	学校教育法第2条、第4条の改正、認定NPO法人等の規制緩和(特定非営利活動法人による専門職大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	学校教育法第2条、4条等	不登校児童等を対象として特別の需要に応じた教育を行う場合に、特定非営利活動法人による学校を設置することができます。	C	-	学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は極めて公共性の高いものであるとともに、学生等の就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠です。このような公共性、継続性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられており、学校の設置主体としては、学校法人が基本となっています。 NPO法人は、市民による自由な非営利活動を推進する観点から、簡易に法人格を取得できる制度として創設されたものですが、自由度が高い反面、他の公益法人や株式会社と比べても、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティネットの整備等の条件整備をいただいても、なお、学校の設置者として必要な公共性、継続性・安定性の確保の面で懸念があります。そのため、構造改革特区におけるNPO法人による学校設置の特例については、不登校児童生徒等に対する教育など、既存の学校教育では必ずしも十分な取り組みが行き届いておらず、NPO法人が、これを補う形で、一定の実績を上げてきた分野についてのみ認めることとしています。 ご提案の811特区、821特区、828特区、829特区、832特区については、学校の設置主体が大学を設置するにあたって適用される特例であるため、当該NPO法人が学校の設置主体として認められる場合は、ご提案の特例利用の道が開かれています。			C								1 0 2 1 0 1 0	下記をすべてまとめ(含め)認定NPO法人に認める(811特区)、校地・校舎を自己所有を要しない特例(821特区)、運動場に係る要件の弾力化(828特区)、空地に係る要件の弾力化(829特区)、インターネットのみを利用して授業を行う大学の校地校舎の弾力化(832特区)	国府庁認定NPO法人では広く寄付及び提供が成り立ち、負担と給付の割合が等価である。固定費や維持経費等を低く抑えることにより、学生及び教員の当事者性にかつ費用変動が発生しない。学校経営の負担は、寄付及びスポンサーシップを使えば、経費は抑えられない仕組みにできる。よって継続的・安定的に学校経営ができ、経済的に大学及び大学院教育を受けられない人々に門戸を開放できる。	特定非営利活動法人国際キャリア支援協会	文部科学省	

08 文部科学省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	再検討の必要を実現するために必要な措置(再検討)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討の分類	再検討の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再検討の分類	再検討の内容	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係官庁
082022	著作物の複製手続きの簡素化	著作権法第32条第1項、第21条、第63条	著作権には複製権が認められておりますので(著作権法第21条)。一部例外的な場合を除き、著作物を利用する際は原則著作権者の許諾(同法第63条)が必要です。	E		著作権は私権であり、(他者の所有物を勝手に使えないのと同様に)他者の権利を侵害する行為ができないということは「規制」ではありません。なお、ご要望のような、図書等の表紙を使用している新着図書やおすすすめ本等の案内であっても、場合によっては掲載に慎重になる著作権者がいる可能性も考えられますので、権利制限規定に該当しない場合は、事前に許諾を取っていただくことが適切と考えます。	貴省回答によれば、著作権は「規制」ではないとのことであるが、構造改革特別区域法逐条解説第2条(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/ho051006/01.pdf)によれば、この法律における規制とは「広く、社会的、経済的活動一般に關して何らかの事項を規律するもの全て」を想定しており、本提案においても検討対象にあるこの新着図書やおすすすめ本等の案内は、このことを前提に、貴省回答によれば「権利制限規定に該当しない場合は事前に許諾を取っていただくことが適切」とあるが、例えば、提案のような利用において「公正な慣行に合致し、正当な範囲内で行われる場合などであれば、著作権の許諾無く使用することが可能か、提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	著作権の制限規定に該当しない場合は、著作権者の許諾が必要とご回答であるが、制限規定の一つとして、第32条(引用)第1項では、「公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用上正当な範囲内での、公表された著作物を引用し利用できる」とされているが、ご教示いただきたい。なお、引用に該当しない場合は、その理由をご教示いただきたい。	D		公表された図書等の表紙を新着図書リストやおすすすめ本リストなどに利用する場合であっても、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる場合は、著作権法第32条第1項に定める引用に該当し、著作権者に許諾なく行うことができると考えます。	右提案主体の意見について回答されたい。	(1)公正な慣行に合致し、(2)引用の目的上正当な範囲内で行われる場合は、引用に該当し著作権者に許諾なく複製・使用できることだが、当市提案がこの2条件を満たし引用に該当するのかが、ご教示いただきたい。引用に該当しないのであれば、読書活動推進のため、当市提案を認められたい。引用区分の区別 主従関係が明確 出所の明示、の判断基準が示されており、当市では、表紙を使用する案内は効果的であり必然性がある 引用区分はかき括弧等を使用し区別する 複製以外の独自に作成した図書案内部分を中心とする 著者名、著作権等を明示する。ことで条件は満たされると考える。(別紙有)	D		1 0 5 0 0 5 0	貴市提案における著作物の利用行為が著作権法第32条第1項に規定する引用の要件を満たすのであれば、著作権者に許諾なく行えると考えます。なお、私法である著作権法についての個別具体的な解釈は司法判断に委ねられているため、文化庁ではお答えすることができません。	読書活動推進のために図書等の複製を行う場合、その都度の著作権者への許諾を不要とし、事務効率化・省力化を図る。具体的には、岐阜市立図書館では、読書活動の推進を図るため、図に著作権者に許諾なく複製・使用可能な図書の表紙を複製し、新着図書リストやおすすすめ本リストなどに使用し、ホームページで広く市民利用のために図書等の表紙を複製し使用する場合は、著作権者の許諾を不要とする。この際、著作権法に基づき、その都度、出版社等著作権者に複製の許諾を受けている。これについて、著作権者への許諾を不要とすることで、複製の許諾に係る事務の簡素化・省力化が図られる。	岐阜市	文部科学省	
0820230	営利目的での大型画面による地上波の同時放送の規制の見直し	著作権法第38条第3項 同100条	著作権との関係では、著作物をその著作権者に無断で利用できる例外規定のひとつとして、非営利・無料の場合には放送・有線放送された著作物を同時に公に伝達することを認めるとともに、通常の家庭用受信装置を用いてする場合に営利目的、有料であっても公に伝達することができるものとしております(著作権法第38条第3項)。また、著作隣接権との関係では、放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を有しています(同法第100条)。	E		著作権は私権であり、(他者の所有物を勝手に使えないのと同様に)他者の権利を侵害する行為ができないということは「規制」ではありません。なお、著作権法においては、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達するには放送事業者の許諾が必要とされています(同法第100条)。これは、超大型テレビなどを用いて公衆に視聴させる場合など、通常のテレビ放送が予定している利用の範囲・程度を超える場合を定めるものです。「映像を拡大する特別の装置」の定義は法令で定めているものではなく、また電気機器の進歩は速いというご指摘を踏まえれば、むしろこれを法令で規定することは困難と考えられます。このように本件は運用上の課題であり、放送事業者とよく相談されることが大事であると考えます。	法は執行されてこそ法である。「映像を拡大する特別の装置」の定義は法ではなく、運用上の問題であるとのご回答であるが、法人や個人が放送事業者とこの定義を巡って議論する場がなく、むしろ特区提案の場所で主官に法の施行面での時代遅れの点をご検討いただきたい。	ご要望の「営利目的での大型画面による地上波の同時放送」については、放送番組に係る著作権との関係では著作権法第38条第3項が、また放送事業者の著作隣接権との関係ではご指摘の同法第100条が関係しています。第38条第3項により、「通常の家庭用受信装置」を用いる場合には営利目的・有料であっても著作権者の許諾は求められておらず、また、第100条によれば、「映像を拡大する特別の装置」を用いる場合でなければ、著作隣接権者の許諾も求められません。ここで、「通常の家庭用受信装置」は、通常市販されている普通のテレビ受像機すなわち一般常識的に考えられる放送・有線放送用と見える視聴覚的効果を予定しているものが想定されており、「映像を拡大する特別の装置」は、大型ビデオプロジェクターや超大型テレビジョン受像機等が想定されています。この点、放送関係者に話を聞いたところでは、ご指摘の「50インチ以上」は第100条が規定する「映像を拡大する特別の装置」ではなく第38条第3項で規定されている「通常の家庭用受信装置」かどうかの一つの目安として用いられることもあるようですが、いずれにしても「通常の家庭用受信装置」であるか否かは画面の大きさのみで判断されるものではなく、具体的な事業内容に照らして個別に判断されるものと考えられますので、具体的に予定している事業に關し、関係の放送事業者と相談されることが必要であると考えます。	D		1 0 3 8 1 0 0	現在、家庭でも50インチ画面が普及しているが、著作権法で「映像を拡大する装置で公衆に見せるには著作権者の許諾が必要」となっている。「大型画面」の定義は条文には記載されていないが、運用上、50インチ以上の画面が対象とされている。電気機器の進歩は日進月歩であるため、大型画面の定義を放送の実態にあわせるべきである。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省							
0820240	ウランの取り扱い規制数値の緩和	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第52条、第61条の3)、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(第39条)	300gを超える量のウランの使用には、核燃料物質使用許可が必要(300g以下でも国際規制物質使用許可が必要)です。	D		ウランを使用する場合、その使用量や使用形態に応じた安全対策が求められます。核燃料物質使用許可は一律に設備投資を要するものではなく、個々のケース毎の使用量や使用形態に応じた安全対策が取られれば許可が取得できる制度となっています。提案によれば、安全確保は可能とのことですので、個々具体的な使用形態やその安全対策について、御説明いただくとともに御相談いただきたいと考えております。	提案者の意見によると「今後は文部科学省と個別に相談してまいりたい」と考えています。とあるため、相談があった場合には提案主体の立場に立てて親身に対応されたい。	核燃料物質使用許可は一律に設備投資を要するものではなく、個々のケースごとの使用量や使用形態に応じた安全対策がとれば許可が取得できる制度とのことですので、今後は文部科学省と個別に相談してまいりたいと考えています。	D		1 0 2 0 1 0 0	1 0 2 0 1 0 0	具体的な御相談を受け、適切に対応させていただきたいと考えています。	国際規制物質の使用許可等関係手続き・管理を行い年間300g以内のウランを使いウランガラスを製作し事業を実施している。現在の手続は管理と同じ要領で年間2kg程度のウランを使用可能とする。	具体的には、ガラス原料に微量(0.1%程度)のウラン(ADU)を混ぜ、ウランガラスを製造し作品の製作を行っているが、年間取引量を緩和し、製造できるウランガラスの量を増やすことにより原子力の平和利用をより多くの人々にPRできるとともに、集客に効果発揮し地域の活性化につながる。	鏡野町	文部科学省				

08 文部科学省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	制度の現状	当該法令等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所属官庁	
8820250	多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業を採用する専修学校については、専修学校設置基準第24条(校舎の面積)における校舎面積の基準を緩和する。	専修学校設置基準第24条	D	-	現行の専修学校設置基準第24条において、既に、履修の形態に鑑み特別の事情が認められ、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、面積基準を緩和することができるものと認められています。履修の形態に鑑み特別の事情が認められ、かつ、教育上支障がないと認められるか否かについては、個別具体的なケースに基づき、目的、生徒数、課程、授業の方法、授業時間数などの点から、所轄庁が総合的に判断すべきものと考えます。	右の提案主体の意見について回答されたい。	今回の回答から校舎面積の規定の緩和は、多様なメディアを高度に利用して履修させる授業を、履修の形態に鑑み特別の事情が認められ、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、面積基準を緩和することができることを認めています。一般的に、多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業は、履修の形態に鑑み特別の事情が認められる場合に該当し得ると考えられます。しかし、実際に、履修の形態に鑑み特別の事情があるかどうかから割り出した校舎面積を下回った場合でも、十分な授業ができると考えられ、教室等を有効活用できることとなる。	専修学校設置基準第24条は、履修の形態に鑑み特別の事情が認められ、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、面積基準を緩和することができることを認めています。一般的に、多様なメディアを高度に利用して履修させることができる授業は、履修の形態に鑑み特別の事情が認められる場合に該当し得ると考えられます。しかし、実際に、履修の形態に鑑み特別の事情があるかどうかから割り出した校舎面積を下回った場合でも、十分な授業ができると考えられ、教室等を有効活用できることとなる。			専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成18年3月1日)によって、専修学校が多様なメディアを高度に利用して自宅等において当該授業を履修することができることとなり、総定員数は、自宅等において当該授業を履修する学生数が含まれることとなり、生徒総定員の区分から割り出した校舎面積を、多様なメディアにより自宅等において履修する学生数については、通学時の教室の確保等を考慮した上で、この面積基準における定員数の対象としないとする。	学校法人ケン学園	文部科学省			
8820260	公立図書館における図書の有償宅配サービスの実現	図書館法第17条	D	-	公立図書館においては、図書館法第17条により、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないこととされています。図書館資料の利用に関しては、館内閲覧及び貸出、リクエストサービス、レファレンスサービス、司書による本の案内等による利用があります。今回お尋ねの件(「図書の宅配サービス」)については、これらと異なり、図書の貸出等の完了した後、利用者の求めに応じ、当該図書の梱包や発送のサービスを行いこれに要する料金を徴収するものであることから、「図書館資料の利用の対価」ではなく、付加的なサービスへの対価であると認められ、図書館法第17条には抵触しないものと考えられます。なお、北海道立図書館等、既に、有料で宅配サービスを実施している例があると承知しています。							公立図書館において、利用者の希望に応じて、図書の送料実費や手数料等を徴収して図書の宅配サービスを行うことを容認することで、高齢者や障害者、児童・生徒をはじめ、仕事や育児、入院等の理由により、直接、図書館に來館できない幅広い国民の読書活動の推進につながる。	(例) 公共交通機関や自転車などで来館し、たくさんの本を持ち帰れない時、送料実費を徴収して宅配・子どもに絵本を読み聞かせたいがどんな本を選んだら良いかわからない時、送料実費や手数料等を徴収して、年齢別のお勧めの本一覧から数冊を定期的に宅配	福井県	文部科学省	
8820270	地方自治体が保有するバスを活用した路線バス運行の容認	補助金適法化法22条	D	-	基本的に市町村がスクールバスを有償で住民の利用に供することについて文部科学省に対する特段の手續きは不要です。ただし、仮にへき地児童生徒援助費等補助金を活用して購入したスクールバスを市町村が有償で住民利用に供しようとするときは、目的外使用に当たするため、補助金適法化法第22条及び「へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領」に基づき、文部科学大臣の承認手續きが必要となります。ご不明な点がございましたら、ご連絡下さい。							地方自治体とバス事業者との間で一定期間以上にわたって賃貸契約等を締結することを要件に、事業者が地方自治体所有のバスを事業用(乗合バス)として使用することを容認する。	地方自治体所有のバスを、一般乗合旅客自動車運送事業用の車両として活用することにより、駅休日などに乗客の多いバス路線を開設、増便し、地域住民の利便性の向上につながる。また、自治体が所有するバスの有効活用にもつながる。	(例) 地方自治体所有のスクールバスを主日に事業者に貸与し、郊外の公共施設等への路線を開設	福井県	文部科学省 国土交通省
8820280	廃校施設のより一層の有効活用を促進するための国庫納付金の算定方法の改善について	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施設第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」	D	-	国庫補助金の交付を受けて整備した公立学校施設をその施設の処分制限期間内で民間事業者へ有償譲渡して処分する場合、地方公共団体が保有する対価には国庫補助相当額が含まれることとなりますので、当該学校の設置者である地方公共団体は、国庫補助相当額の国庫納付が必要となります。なお、この国庫納付金の算定は、処分する施設の残存価値を基本としますが、適正な対価で譲渡する場合には、その譲渡による収入額のうちの国庫補助相当額を国庫納付金とする取扱いもしており、ご提案の国庫納付金の算定方法については、既に現行制度上で対応しておりますので、具体的な案件がありましたら、直接文部科学省へご相談ください。								認定を受けた地域再生計画に基づき補助対象資産である廃校施設を譲渡する場合、国庫納付額の算定に当たり、その譲渡価格の範囲内で納付するよう、算定方法を改善いただきたい。	本道において、廃校施設の有効活用が緊急かつ重要な課題となっているが、一定程度公共施設の整備が進んだことから、民間による活用も積極的に検討しなければならない状況に変わっている。他方、現行制度上、民間への譲渡は国庫納付金が必要となるが、その算定方法は市場価格を考慮したものではないことから、譲渡価格を上回る国庫納付金を求められることもあり、廃校施設の有効活用を阻害することが懸念される。このため、民間による廃校施設の有効活用をより一層促進する観点から、地域再生計画の認定を条件とした上で、国庫納付金の算定方法の改善を求めるものである。	北海道	財務科学省

08 文部科学省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請	再検討要請
8B20290	公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等に関する措置(準備金)	「公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)及び「公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)。[3]	D	-	本事務処理要領は、社会教育施設の一部転用する場合に文部科学大臣への報告をもって補助金適正化法により求められる承認があったものとみなすことができる場合の条件として「原則として施設の建物延べ面積の10%未満又は100㎡未満のいづれか少ない面積に限るもの」と規定しているものであり、奈良県香芝市の場合であれば、報告事項としてではなく、原則通り文部科学大臣の承認の手続きをとることにより、当該施設の一部転用の承認を得ることができると考えます。													公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等について(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)等については、(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)等については、一定の要件を満たすと、国庫補助を受けた施設の処分(取り壊し、転用)が補助金の返還なしに可能となる。ただし、事務処理要領3.報告事項に該当する要件(3)については、施設の一部転用について、原則的に施設の建物延べ面積の10%未満又は100㎡未満のいづれか少ない面積に限るものと制限している。香芝市では、この処分要件に係る面積制限を撤廃することを要望する。			香芝市中央公民館は現在に至るまで社会教育施設としての機能を担ってきた。その中央公民館の施設の一部として収容人員1000人の大集会室があるが、これを文化ホールとして転用し、施設の有効活用を図ることを計画している。転用後は、従来の社会教育活動を維持することは、もちろんのこと、質の高い文化芸術講演を実施するなどして、市民文化の発信拠点としての役割を担う施設として位置づけたいと考えている。	香芝市	文部科学省							
8B20300	過疎地遊休施設自由転用制度	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教令第87号「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」	D	-	公立学校施設については、その学校の設置者である地方公共団体の所有する財産であるので、その財産をどのように活用するかは、地方公共団体において判断されることが考えられます。また、国庫補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的外に使用する場合は、財産処分が必要となりますが、文部科学省では当該手続きの簡素化・弾力化を行っております。よって、まずは学校を所管する地方公共団体に問い合わせていただいた上で、文部科学省にもご相談下さい。													補助金等で建設された地方自治体の遊休施設等の利用制限等を撤廃し、利用を促進する。現実的に未利用で低生産性の公営住宅・元学校等を貸別荘・ベンチャー・NPO等への貸与等で高度有効利用する。過疎地では細かい条件を満たすような利用者は存在しないに等しい。例えば人口5000の大川村では、人口換算で1割程度以上の公営住宅が遊休している。一方都会には田舎暮らしをしたかったり、事務所等の位置などに制限されないベンチャーやNPOが存在する。彼らを一泊以上の体験宿泊、貸別荘、貸事務所等に貸し出す。規制の撤廃		交流人口の増加による経済効果、異文化の流入による活性化。将来の定住見込み者の囲い込み、家賃収入(庭付き一戸建て住宅を、貸別荘にすれば3割程度で1ヶ月分の正規家賃収入が得られる)による自治体の財政の改善。地元企業への刺激。空き家所有者への賃貸モデルの視覚化。規制によりがんじがらめで人材不足の新たな発想への意欲さえ起きないような超高齢化過疎地域。	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社有限会社オクタ、有限会社四方十(個人)	財務省 文部科学省 国土交通省								
8B20310	「地域の知の拠点再生プログラム」にかかる現代GP申請可能件数の緩和について	平成18年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」公募要領【抜粋は別紙】	E	-	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各大学等がその設置理念・目的等を踏まえ、自大学等の個性・特色を生かした組織的な取組を、学長のリーダーシップの下で大学全体が一括として議論し、申請した結果として複数のご提案に対応することは困難であると考えます。	各大学等の個性・特色を生かした組織的な取組を、学長のリーダーシップの下で大学全体が一括として議論し、申請した結果として複数のご提案に対応することは困難であると考えます。	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各大学・短期大学・高等専門学校(以下、大学等とする。)の個性・特色を生かした組織的な取組の取組について、それぞれの大学等の設置理念・目的等を踏まえつつ、学長(高等専門学校の場合は校長。)のリーダーシップの下で大学等が一体となって議論し、申請する取組を決定する過程等により、大学等の個性・特色を明確にし、それを活かした教育改革的取組が促進されるとともに、選定された取組について積極的に情報提供がなされることにより、他大学等の教育改革の参考となり、結果として高等教育全体としての教育改革を実現していくことを目的としたプログラムです。本プログラムの公募テーマ「地域活性化への貢献(地元型及び広域型)」においては、「地域の知の拠点再生プログラム」との関連性も考慮しながら申請する取組について検討し、最終的には学長のリーダーシップの下で議論を集約し、定められた件数の範囲の中で申請する取組を決定していただくというプロセスが、大学等の個性・特色を明確にし、組織的な取組を促進するためには重要であると考えています。もとより、補助金による支援の有無にかかわらず、各大学等が自主的に地域の自治体と連携した取組を進めていくことについては何ら問題があるわけではなく、このことが大学等と地域の連携を制約するものではありません。上記の本プログラムや公募テーマの趣旨に鑑みて、キャンパスが所在する地方公共団体ごとに取組を検討し、同一テーマについて複数のご提案を選定することは適切ではないことから、今回のご提案に対応することは困難であると考えます。									現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)における「地域活性化への貢献(地元型)」については、大学等ごとの申請可能な件数が広域型を含めて「1件」となっているが、地域再生計画と連携する場合、この要件を緩和したい。	通都府市においては、現在、高等教育機関連携が進んでおり、連携による高等教育機関機能の向上の可能性について検討しているところであり、「現代GP」と今年度新設された「地域の知の拠点再生プログラム」を連携した取り組みを検討しているが、既にキャンパスでの申請が決定していたため、今年度は断念した経緯があるが、各大学には、現代GPや地の拠点にふさわしい様々な取り組みがなされていることから、大学等と地域の取り組みを結びつけ、事業化したいと考えている。	知都府市、通都府市、高等専門学校等教育機関連携協議会	文部科学省											
8B20320	技術力のある中小企業者に対する受注機会の拡大(競争参加資格制度の改善)		D	-	政府全体としての方針については、別途担当省庁からの回答を御参照下さい。なお、国立大学における競争参加への参加資格については、国から独立した各国立大学法人の判断により、独自の設定・対応が可能となっています。													各県庁における物品の製造・販売に係る競争参加への参加資格は、企業の年商などが評価要素の大半を占める統一資格審査によって格付けされている。この統一資格審査の基準を改善し、精密機械や医療機器の製造など、技術力が必要な分野については、その技術力(特許の保有件数など)や海外を含む製品の製造・販売実績等を判定要素とする新たな区分を設ける。また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」として閣議決定されている中小企業の受注機会の増大のための措置についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を方針に盛り込む。	統一資格審査において、企業の技術力を評価・格付けする新たな区分を設けることにより、年商など企業全体の格付けだけでなく、個々の製品の技術力を生かした適正な競争を行うことが可能となる。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加には、適正な競争を担保するため、仕様書の内容を審査する審査会等の設置を規定する。さらに、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を持って示すことが必要である。	三鷹市 厚生労働省 経済産業省	財務省 文部科学省									